



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第207号 令和2年5月29日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
59	徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	消費者くらし安全局 動物愛護管理センター
60	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
61	徳島県会計規則の一部を改正する規則	出納局会計課

### 【訓令】

番号	表題	担当課名
8	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）

一 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。  
二 この規則は、令和二年六月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十号）

一 食品衛生法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和二年六月一日から施行することとした。

徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）

一 徳島県会計規則の規定により作成し、又は保存することとされている書類等について、電磁的記録の作成又は保存をもって当該書類等の作成又は保存に代えることができることとした。

二 徳島県会計規則による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知について、知事が別に定める電子情報処理組織を使用する方法によって行うことができることとした。

三 総合県民局出納室の解<sup>かい</sup>副出納員について、当該解<sup>かい</sup>の長が指定することとした。

四 徳島県立しらさぎ中学校を会計課の所管する二号解<sup>かい</sup>とすることとした。

五 この規則は、令和二年六月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第五十九号

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

「第五節 動物愛護監視員」を「第五節 動物愛護管理監視員」に改める。

別表第二の第一の備考及び第二の一の備考に次のものを加える。

4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

別表第二の第三の備考を次のように改める。

備考

1 この表に定める特定飼養施設の材料については、当該材料と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められる他の材料をもつて代えることができる。

2 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

別表第二の第三の備考に次のものを加える。

4 この表の異なる2つの区分に属する特定動物が交雑することにより生じた動物の特定飼養施設については、この表に掲げる順序に従い、その異なる2つの区分のうち先に掲げられた区分に応じた基準を適用する。

様式第一号中「第6号」を「第7号の2」に、 「 法人の役員」を「 法人の役員 法第12条」に改める。

第1項第8号及び第9号の環境省令で定める使用人」に改める。

様式第四号中「第27条第1項第2号イ」を「第27条第1項第3号イ」に改める。

様式第十一号(表)中「動物愛護監視員証」を「動物愛護管理監視員証」に改める。

附 則

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第二項及び第五項の規定により行う許可に係る特定飼養施設の基準については、改正後の徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第二の規定の例による。

徳島県規則第六十号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五号中9を10とし、4から8までを1ずつ繰り下げ、同号の3中「収去命令」を「収去」に改め、同3を同号の4とし、同号の2中「検査命令」を「検査を受けるべきことの命令」に改め、同2を同号の3とし、同号中1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第八条第一項の規定による指定成分等含有食品に関する健康被害に係る届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第六号中「第七十一条の規定による申請者の氏名等の変更の届出の受理」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

1 第七十一条の規定による許可営業者の氏名等の変更の届出の受理

2 別表第十七の一の口のの規定による食品衛生責任者のための講習会の実施又は認定

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第七号中「に関する次のこと。」を「第五条の規定による営業の休止等の届出の受理」に改め、同号の1及び2を削る。

別表第二の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第五号の1及び2中「登録等」を「登録」に改め、同号の4中「第一種動物取扱業者等」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号中21を23とし、20を22とし、同号の19中「同条第一項ただし書」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同19を同号の21とし、同号中18を20とし、14から17までを2ずつ繰り下げ、同号の13中「勧告、同条第二項」を「指導又は助言、同条第二項の規定による勧告、同条第三項」に、「及び同条第三項」を「、同条第四項」に改め、「又は勧告」の下に「並びに同条第五項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査」を加え、同13を同号の15とし、同号中12を14とし、同号の11中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同11を同号の13とし、同13の前に次のように加える。

12 第二十四条の二第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による措置命令並びに同条第三項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査

別表第二の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第五号中10を11とし、同号の9中「及び同条第三項」を「、同条第三項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による公表及び第二十三条第四項」に改め、同9を同号の10とし、同号の8中「第十二条の六第二項の規定による届出の受理及び同条第三項」を「第二十二條の六」に改め、同8を同号の9とし、同号の7中「実施」の下に「及び同条第四項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託」を加え、同7を同号の8とし、同号の6の次に次のように加える。

7 第二十一条の五第二項の規定による届出の受理

別表第三個別事項の項第五十四号の7中「7及び21」を「8及び23」に改める。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

徳島県規則第六十一号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号の3中「総合県民局の出納室室長補佐」を「総合県民局出納室の職員で当該<sup>がひ</sup>麻の長が指定するもの」に改める。

第二十六条の二第三項を削る。

第四十八条第一項中「（第二十六条の二第三項の規定により支出命令書等及び関係書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供した場合にあつては、当該事項を記録した電磁的記録）」を削る。

第百十三条の四を第百十三条の六とし、第百十三条の三を第百十三条の五とし、第百十三条の二（見出しを含む。）中「電子計算組織」を「電子情報処理組織」に改め、同条を第百十三条の四とし、第百十三条の次に次の見出し及び二条を加える。

（電磁的記録による作成等）

第百十三条の二 この規則の規定により作成し、又は保存することとされている書類等（書類、文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存をもつて、当該書類等の作成又は保存に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等の作成又は保存に代えて当該書類等に係る電磁的記録の作成又は保存を行うときは、知事が別に定める電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によるものとする。

第百十三条の三 この規則の規定による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、知事が別に定める電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

2 前項の規定により書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知が電子情報処理組織を使用する方法によつて行われたときは、当該書類等の提出若しくは送付又は当該書類等による通知を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出若しくは送付又は通知を受けるべき者に当該書類等又は通知が到達したものとみなす。

別表第二中「徳島県立総合教育センター」を「徳島県立総合教育センター」に改める。  
徳島県立しらすぎ中学校

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県立総合教育センター」を「徳島県立総合教育センター」徳島県立しらすぎ中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第五条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県 監 査 事 務 局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳 島 県 警 察 本 部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四安全衛生課の項部長の欄第七号中「第四十八条第六項第三号の規定による養成施設の登録及び同項第四号の規定による講習会の登録」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

1 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への報告

2 第四十八条第六項第三号の規定による養成施設の登録及び同項第四号の規定による講習会の登録

別表第六の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第二号中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。